

定例記者会見資料

総務部防災安全課

1 「災害時における食事支援に関する協定」締結について

令和6年12月、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が改定され、「関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供すること」と示されています。

本市においても、災害時の食の支援は重要な課題であると認識しており、避難所へ食料品・飲料水を配備していますが、今回の協定締結により、食物アレルギー対策及び食中毒予防対策を講じた炊き出しや、キッチンカーの派遣等を行っていただくことで、市民の皆様に安全で安心な食事を迅速に提供することが可能となります。



2 災害時生活用水供給施設の指定について

昨年発生した能登半島地震において、水道施設が損壊し、各地で長期的な断水が発生しました。この影響により、トイレや洗濯などに使用する生活用水が不足し、大変不便な生活を余儀なくされた地域が多数存在しました。

一方で、被災された方の中には、日頃から上水道と併用している自宅の井戸水を利用して、窮地を逃れるとともに、地域の方々へ井戸水を提供される事例もあったとのことです。

このようなことから本市では、地震等の大規模災害時の長期的な断水に備え、生活用水（飲用水を除く）の確保手段として、井戸等を保有する103箇所の公共施設を「災害時生活用水供給施設」として指定しました。

